

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受 理 番 号	3 0 3 5	受 理 年 月 日	令 和 7 年 2 月 19 日
件 名	放課後ほっと広場の単独学童クラブとしての設置等		
要 旨	<p>私たちは、昨年10月にも学童保育・児童館の改善と共に、京都市が学童クラブ機能として位置付けている放課後ほっと広場を単独学童クラブとして設置することなどについて、京都市子ども若者はぐくみ局こども若者未来部に対し要望書を提出した。放課後ほっと広場を単独学童クラブとして設置することと職員の処遇改善については、これまでも繰り返し保護者と共に運動し、要望書提出や陳情等を行っているが、現時点で抜本的に改善されているわけではない。</p> <p>今年度の登録児童数は、嵯峨で199名、下鴨で121名など、大規模化も進んでいる。その他の施設を含め、もはやほっとできる場所ではなく、学童保育と同様に、子供たちがすし詰めとなり、ストレスがたまる状況の下で、トラブルも絶えない。</p> <p>何よりも、子供の安全を守るためには、正規職員の体制が重要である。放課後ほっと広場の果たすべき役割は、学童クラブと同様であるのに、職員体制については、ほとんどが1年契約の非正規雇用であり、勤務時間も短く、とても不安定な状態にある。指導員の基本給は、月額18万円程度であり、保育という専門性が必要なケア労働の賃金とは思えない。しかも、勤続年数を重ねている職員の昇給もない一律賃金となっている。アルバイトの時給は1,100円であり、最低賃金ぎりぎりである。このような状況について、度々、私どもの方に早期の改善を求める声が届いている。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全ての放課後ほっと広場について、早急に学童クラブとして設置する計画を立てること。</li> <li>2 学童クラブへの移行に向けた当面の対策として、放課後ほっと広場の委託料について、学童クラブと同様の職員賃金（昇給含む。）や処遇改善を行うこと。</li> <li>3 子供が体を十分に動かして遊べる場所、静かに勉強や読書ができる場所、体調が悪くなった子供が休める場所、事務室など、抜本的な子供の居場所の確保や充実を行うこと。</li> </ol>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		